

細倉鉦山の公害防止に関する協定書

平成14年9月5日
平成17年9月28日
平成18年3月27日
平成19年3月28日
平成22年8月27日
令和3年3月31日
令和6年7月29日
令和7年9月1日

宮城県及び栗原市（以下「甲」という。）並びに三菱マテリアル株式会社（以下「乙」という。）及び細倉金属鉦業株式会社（以下「丙」という。）とは、乙及び丙が栗原市鶯沢地内に設置し、及び設置を予定する事業場（以下「事業場」という。）について、次のとおり公害防止に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、事業場の操業に伴う公害の発生を防止することにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（事業場の区域）

第2条 この協定に定める事業場の区域は、別紙に掲げるとおりとする。

（事業者の責務）

第3条 乙及び丙は、事業場の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める。

2 乙は、丙に対し、この協定の履行に関し適切な管理及び指導を行う。

（環境管理委員会）

第4条 乙及び丙は、この協定に定める規定を遵守するための意思決定機関として、別表第1に掲げる職にある者で構成する細倉鉦山環境管理委員会（以下「環境管理委員会」という。）を設置する。

2 環境管理委員会に細倉鉦山環境統括責任者を置き、当該責任者は環境管理委員会を代表し、統括する。

(環境関連法令の遵守)

第5条 乙及び丙は、環境関連法令を遵守する。

(大気汚染防止対策)

第6条 乙及び丙は、大気汚染防止のため、事業場における別表第2に掲げるばい煙発生施設から排出される排出ガスについて、別表第3に掲げる基準を遵守する。

(水質汚濁防止対策)

第7条 乙及び丙は、水質汚濁防止のため、事業場から排出される排水について、別表第4に掲げる基準を遵守する。

(騒音・振動防止対策)

第8条 乙及び丙は、事業場から発生する騒音・振動を防止するための適切な対策を講じ、騒音については別に定める評価点において別表第5の1騒音の規制基準に掲げる基準を、振動については敷地境界線において別表第5の2振動の規制基準に掲げる基準を遵守する。

(悪臭防止対策)

第9条 乙及び丙は、事業場から発生する悪臭を防止するための適切な対策を講じ、敷地境界において別表第6に掲げる基準を遵守する。

(化学物質対策)

第10条 乙及び丙は、事業場の操業に伴い使用又は副生する化学物質(以下「化学物質」という。)による環境汚染を未然に防止するため、その性状等を製品安全データシート等により把握し、適正な管理を行うとともに、有害性が確認されている化学物質については、代替品への切替え等、環境中への排出抑制に努める。

(廃棄物対策)

第11条 乙及び丙は、事業場の操業に伴って生じる廃棄物について、再生利用等による減量化に努めるとともに、二次公害の発生を防止するため、自らの責任において適切な処理を行う。

(関連企業に対する責務)

第12条 乙及び丙は、乙及び丙以外の者が事業場内で作業する場合にあっても、公害防止についてこの協定に定める事項に準じた措置が講じられるように管理しなければならない。

(測定、報告及び公表)

第13条 乙及び丙は、別に定める項目及び方法により硫黄酸化物排出量等公害防止対策に必要な測定を行い、その結果を速やかに甲に報告し、記録及び保存するとともに、一般に公表する。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに公表する。

(公害発生時等の措置)

第14条 乙及び丙は、事業場の操業若しくは施設の故障、破損その他の事故又は気象条件等の悪化により公害が発生したとき、又はそのおそれがあると甲、乙若しくは丙が判断したときは、直ちに操業の短縮、停止、関係自治体等への通報その他必要な措置を講じ、また、発生原因の排除に努めるとともに、その状況を甲に速やかに報告する。

2 前項の公害が発生したときは、甲、乙及び丙は協力して調査を行い、その原因が乙又は丙の責めによると認められるときは、乙又は丙は、誠意をもって速やかに問題を解決しなければならない。

(立入調査等)

第15条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙及び丙に対し、報告を求め、又はその職員及び甲が必要とする者を同行して事業場内に立入調査することができる。

(施設の設置等の協議)

第16条 乙及び丙は、公害防止施設及び公害の発生に関係ある主要施設の新設、増設又は変更を行おうとするとき、並びに化学物質を追加使用しようとするとき（以下「変更等」という。）は、事前に甲と協議する。

2 乙及び丙は、前項の変更等のうち、周辺環境への影響が明らかに低減されるものについては、報告をもって前項の協議に代えることができる。

(環境等の整備)

第17条 乙及び丙は、構内緑化、環境の美化及び景観の保全を積極的に推進する。

(協力)

第18条 乙及び丙は、この協定に定めるもののほか、甲が行う環境保全のために必要な指導、調査、研究、情報公開等の施策に協力する。

(環境情報の公表等)

第19条 乙及び丙は、環境情報の公表や事業場の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する。また、環境マネジメントシステム等の環境保全活動を推進する。

2 乙及び丙は、毎年度始めに前項に定める環境コミュニケーション及び環境保全活動に関する計画を策定することとし、その内容について甲と協議するとともに、前年度の実績について甲に報告する。

(違反時の措置)

第20条 乙及び丙がこの協定に定める事項に違反した場合は、甲は乙及び丙に対して必要な指示を行い、乙及び丙はこれに従う。

(公害防止連絡協議会)

第21条 この協定の円滑な運営を図るため、宮城県環境生活部長及び関係自治体の長で構成する細倉鉦山に係る公害防止連絡協議会（以下「公害防止連絡協議会」という。）を設置する。

2 公害防止連絡協議会は、その目的を達成するため、乙及び丙に協力を求めることができる。

(確認書)

第22条 この協定に定める事項の実施については、甲乙丙協議して別に確認書で定める。

(その他)

第23条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙丙協議して定める。

(協定の廃止)

第24条 この協定は締結日から効力を生じるものとし、令和3年3月31日に締結した「細倉鉦山の公害防止に関する協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年9月1日

甲 宮城県知事
栗原市長

乙 三菱マテリアル株式会社
執行役社長

丙 細倉金属鋳業株式会社
代表取締役

別表第1（第4条関係）

細倉金属鉱業株式会社代表取締役

三菱マテリアル株式会社サステナビリティ推進部環境保全センター長

細倉金属鉱業株式会社安全環境品質管理部長

細倉金属鉱業株式会社製錬部長

備考

細倉鉱山環境統括責任者は、細倉金属鉱業株式会社代表取締役とする。

別表第2(第6条関係)

ばい煙発生施設

施設名	項目	煙突高 (m)	排出ガス量 (m ³ N/h)		燃料の 燃焼能力 (ℓ/h)	排出温度 (°C)		排出速度 (m/s)		使用燃料
			集合			集合		集合		
熔鋇炉		73.7	63,000		1,100(kg/h)	80		23.8		硫黄含有率 1.0%以下
鍊ピ炉					140					
No1 粗鉛ケトル炉		24.0	13,500		120	100		13.3		
No3 粗鉛ケトル炉					120					
No2 粗鉛ケトル炉					120					
精鉛ケトル炉					120					
種板ケトル炉					40					
副産1号炉		67.0	24,000		100	62		12.5		
副産2号炉					140					
副産3号炉		15.0	9,750	7,950	70	120		14.7	12.0	
揮発炉			30							
粗銀精製炉			50							
脱Asケトル炉		12.5	26,170		45	106		8.9		
ビスマスアノードケトル炉					24					
ビスマスアノードケトル炉		10.0	26,170		45	85		33.7		
合金3号炉		14.7	5,093		45	100		5.7		
合金5号炉					100					
種板ケトル炉(DM機)					44					
備考										
1 数値は、最大能力時におけるものとする。										
2 集合の数値は、複数の炉が同時に稼働した場合における集合煙突出口での最大値とする。										
3 煙突高は、炉のGLから煙突出口までの高さとする。										
4 熔鋇炉に係る使用燃料の硫黄含有率は、排煙脱硫装置の効果等を総合した計算値2.0%とする。										

別表第3(第6条関係)

1 窒素酸化物排出基準

施設名	協定値 (cm ³ /m ³ N)	換算酸素濃度 (%)
熔鋇炉	100	15
No1 粗鉛ケツトル炉	180	12
No2 粗鉛ケツトル炉	180	12
No3 粗鉛ケツトル炉	180	12
精鉛ケツトル炉	200	12
種板ケツトル炉	200	12
鍊ピ炉	200	12
副産1号炉	200	12
副産3号炉	200	12
副産2号炉	180	12
粗銀精製炉	200	12
揮発炉	200	12
合金3号炉	180	12
合金5号炉	180	12
種板ケツトル炉 (DM機)	180	12
備考		
<p>1 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法又は日本産業規格に定める自動分析記録法によるものとする。</p> <p>2 窒素酸化物濃度は、0°C1気圧の状態に換算した排出ガス1m³当たりのものとする。</p> <p>3 窒素酸化物濃度は、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。</p> $\text{換算窒素酸化物濃度} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$ <p>C_s : 窒素酸化物の実測値(cm³/m³N) O_n : 換算酸素濃度(%) O_s : 排ガス中の酸素濃度(%)</p>		

2 ばいじん排出基準

施設名	協定値 (g/m ³ N)	換算酸素濃度(%)
熔鋇炉	0.1	O _s
No1 粗鉛ケトル炉	0.2	O _s
No2 粗鉛ケトル炉	0.2	O _s
No3 粗鉛ケトル炉	0.2	O _s
精鉛ケトル炉	0.3	O _s
種板ケトル炉	0.3	O _s
鍊ピ ^ロ 炉	0.3	O _s
副産 1 号炉	0.15	O _s
副産 3 号炉	0.2	O _s
副産 2 号炉	0.15	O _s
粗銀精製炉	0.2	O _s
揮発炉	0.3	O _s
合金 3 号炉	0.2	O _s
合金 5 号炉	0.2	O _s
種板ケトル炉 (DM 機)	0.2	O _s
<p>備考</p> <p>1 ばいじん量の測定は、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に定める方法又は日本産業規格に定める自動分析記録法によるものとする。</p> <p>2 ばいじん量は、0°C1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³当たりのものとする。</p> <p>3 ばいじん量は、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。</p> $\text{換算ばいじん量} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$ <p>C_s : ばいじん量の実測値(g/m³N) O_n : 換算酸素濃度(%) O_s : 排ガス中の酸素濃度(%)</p>		

3 有害物質排出基準

施設名	協定値 (mg/m ³ N)		換算酸素濃度(%)
	カドミウム及びその化合物	鉛及びその化合物	
熔鋇炉	0.7	20	0s
No1 粗鉛ケトル炉	0.7	7	0s
No2 粗鉛ケトル炉	0.7	7	0s
No3 粗鉛ケトル炉	0.7	7	0s
精鉛ケトル炉	0.7	7	0s
種板ケトル炉	0.7	7	0s
鍊ピ炉	0.7	7	0s
副産 1 号炉	0.7	7	0s
副産 3 号炉	0.7	7	0s
粗銀精製炉	0.7	7	0s
副産 2 号炉	0.7	7	0s
揮発炉	0.7	7	0s
合金 3 号炉	0.7	7	0s
合金 5 号炉	0.7	7	0s
種板ケトル炉 (DM 機)	0.7	7	0s

備考

- 有害物質の測定は、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に定める方法又は日本産業規格に定める自動分析記録法によるものとする。
- 有害物質は、0℃1気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³当たりのものとする。
- 有害物質は、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。

$$\text{換算有害物質} = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

C_s : 有害物質の実測値(mg/m³N)
 O_n : 換算酸素濃度(%)
 O_s : 排ガス中の酸素濃度(%)

別表第4(第7条関係)

排出水の排出基準

項目	協定値
水素イオン濃度	5.8 ~ 8.6
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.07
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	8
亜鉛含有量 (mg/l)	2
備考 測定方法は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に定める方法とする。	

別表第5(第8条関係)

1 騒音の規制基準

協定値		
昼間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午前8時まで 夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
55dB(A)以下	50dB(A)以下	45dB(A)以下
備考 測定方法は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)に定める方法とする。		

2 振動の規制基準

協定値	
昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
60dB以下	55dB以下
備考 測定方法は、振動規制法(昭和51年法律第64号)に定める方法とする。	

別表第6(第9条関係)

悪臭の規制基準

規制箇所	協定値
敷地境界	臭気指数15
備考 測定方法は、三点比較式臭袋法(平成7年9月13日環境庁告示第63号)に定める方法とする。	